



2010 臨時増刊号発刊にあたり

社団法人日本設備設計事務所協会

会長 尾島 勲

1950年に建築基準法、建築士法が制定されて以来、建築設備関係者は、地位向上のための活動を続けてまいりました。1965年に設備4団体が、建築設備士法（仮称）の単独立法の制定を陳情しております。その後も活発な活動が継続し、一時は設備技術者の資格法制化は実現するかに見えた時もありました。1985年には、建築士が意見を聞くことができるという権限のない建築設備士の誕生がこれまでの結果となっています。そのために、当協会は、45年間の長きにわたり、現在も尚、初期の目的に向かっての活発な活動を続けております。

国土交通省は、昨年の10月から法改正に関して、各界のヒアリング、民意からのパブリックコメントを実施し、これらの意見を基にして今回「建築基準法見直しに関する検討会」を立ち上げました。委員は各界から総勢25名で、当協会も委員として参画し、現在熱心な議論を行っているところです。3月からはじまり8月には最終検討議案をまとめます。

9月からは法改正の手続き、そして来年の国会審議となる予定です。建築設備士の件が最終の検討議案の項目として残ることを切に望み活動しているところです。仮に検討議案に残らない場合は、おそらく今後数十年は建築設備士の改革はないと考えております。当協会として「建築設備士が自らの責任で設備設計・工事監理ができる資格とすること」「建築設備士の資格で建築設備設計事務所の登録ができるようにする」の2項目を提示しております。意見発表した委員22名のなかで9名の方が「建築設備の設計等については、必要十分な能力を有する建築設備士に委ねるべき」との内容の意見を述べております。しかしながらまだ設備への理解は十分とは云えません。ただ、建築各団体が設備について意見を述べて頂いたことは今後の議論に期待しているところです。建築基準法制定当時に比べると、建築設備技術は大きく発展しております。建築設備設計・工事監理のあるべき姿へ向けて、関係者の皆様に、建築設備技術者の現状を理解して頂きたく本誌をまとめました。ご一読しご理解頂ければ幸甚です。

最後に、川内博史衆議院国土交通委員長にはお忙しい中、対談で貴重なご意見をいただきました。ここに御礼を申し上げます。